

## 福祉・介護職員処遇改善加算等に基づく取り組みについて

社会福祉法人 高柳福祉会  
障害サービス部門

当法人は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定額に関する基準に定める加算を取得し職員の賃金向上に努め、職場環境をより良くするための取り組みを行っています。

### ○福祉・介護職員処遇改善加算について

処遇改善加算Ⅰを取得しています。  
厚生労働省から出されている分配方式を参考に常勤換算数に応じて計算しています。  
毎月支給しています。

	グループ分け基準		支給項目	令和3年度分配実績
Aグループ	サービス管理責任者 サービス提供責任者 児童発達管理責任者	※分配対象外：法人持ち出し 月40,000円	役務手当	7名
Bグループ	Aグループ以外の介護・福祉人材	処遇改善費を常勤換算数に応じて分配	処遇改善手当	61名
Cグループ	この加算の分配対象とならない 介護・福祉人材 (相談支援専門員・看護師)	※分配対象外：法人持ち出し Bグループの分配額に準ずる	その他の支給	4名

### ○福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

特定処遇改善加算Ⅰを令和1年10月から取得しています。  
厚生労働省から出されている分配方式を参考に常勤換算数に応じて計算しています。  
まとめて3月給与にて支給しています。

	グループ分け基準	分配割合	支給項目	令和3年度分配実績
Aグループ	当法人にて10年以上の勤務があり資格を持ち、その資格を使って業務にあっている介護・福祉人材	4	処遇改善手当	5名
Bグループ	Aグループにあてはまらない 介護・福祉人材職員	2		61名
Cグループ	A・Bグループに当てはまらない 介護・福祉人材以外の職員	1		2名
その他	この加算の分配対象とならない 介護・福祉人材 (相談支援専門員)	※分配対象外：法人持ち出し Bグループの分配額に準ずる	その他の支給	2名

※分配後端数が出た場合は、障害部門全体の研修費に充当します。

### ○福祉・介護職員等ベースアップ等加算について

ベースアップ等加算を令和4年10月から取得します。  
厚生労働省から出されている分配方式を参考に常勤換算数に応じて計算しています。  
毎月支給します。

	グループ分け基準		支給項目	令和4年度分配予定 (常勤換算数1.0の場合)
	正規職員	ベースアップ等加算を常勤換算数に応じて計算します。	基本給と ベースアップ手当 (令和4年10月給与～)	令和4年4月1日に給与俵を改定し、基本給5,200円を昇給。残りの金額を手当として支給する
	非正規職員		ベースアップ手当 (令和4年10月給与～)	ベースアップ手当として支給

※令和4年2月給与より支給していましたが処遇改善臨時特例交付金は令和4年10月より福祉・介護職員等ベースアップ等加算と名称を変え、基本給のベースアップやベースアップ手当として支給します。

#### ○キャリアパス要件について

福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を給与規定にて定め、全ての福祉・介護職員に周知しています。  
人事評価制度による昇給制度を取り入れています。  
国家資格の資格保持者に資格手当を支給しています。  
職員の資質向上の為、研修委員会を設置し、広く職員の研修への参加を行っています。  
また、外部から講師を招き研修会を実施しています。(令和3年度はコロナ感染症の蔓延の為中止したが、例年実施予定)

#### ○職場環境要件について

##### 1.入職促進に向けた取組

各事業所との共同による採用・人事ローテーション・研修を行っています。  
学生の実習の受け入れや地域行事への参加を積極的に行っています。

##### 2.資質の向上やキャリアアップに向けた支援

研修委員会を設置し、職員の研修受講支援を行っています。  
人材育成プログラムあした式人事評価制度を取り入れ職員の資質向上を目指しています。

##### 3.両立支援・多様な働き方の推進

非正規職員から正規職員への転換を推進しています。  
有給休暇が取得しやすい環境を目指しています。  
障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮を行っています。

##### 4.腰痛を含む心身の健康管理

短時間労働者等を含めた職員の健康診断を年1回実施しています。  
雇用管理改善の為に管理者に対する研修等を実施しています。  
危機管理委員会を設置し、事故・トラブルへの対応マニュアル等を作成を進めています。

##### 5.やりがい・働きがいの構成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援の改善を行っています。  
販売等を通して地域の児童・生徒や住民との交流により地域包括ケアの一員として取り組んでいます。  
定期的に利用者やご家族等との情報を共有する機会を設け、情報の共有を目指しています。

#### ○ベースアップ等要件について

賃金改善の合計額の3分の2以上は基本給又はベースアップ手当として毎月支給します。  
処遇改善加算の(1)を算定しています